

大田区交通政策基本計画の中間見直しについて

1. 計画の中間見直しの背景、目的

大田区の交通に関する総合的な計画として、平成 30 年 3 月に策定された「大田区交通政策基本計画」及び平成 31 年度に策定された「大田区交通政策基本計画リーディングプロジェクト実施計画」について、令和 4 年度から 2 か年かけて 5 年に 1 度の中間見直しを行う。

中間見直しに際しては、大田区基本計画、区の個別計画などの改定を取り入れるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大や交通に関わる技術的な進展等を含む、現計画策定後の社会・経済の動きを取り入れて行う。

中間見直しのスケジュールとしては、1 年目に、大田区交通政策基本計画の点検・評価、区民アンケート、社会的背景の変化の把握等を行った後、計画骨子の作成までを行う。2 年目は、計画骨子をもとに、パブリックコメント等で区民等の意見を聴取・反映させた計画を作成する。

2. 計画の目的

平成 25 年 11 月に「交通政策基本法」に基づく交通政策基本計画（国土交通省）が策定され、地方公共団体は交通に関する施策を、まちづくり等の視点を踏まえながら、総合的に実施することが求められるようになった。

大田区は、さらなる高齢社会の進展、都市間競争の激化が進む中、インフラの老朽化、地球環境問題など課題に直面している。また、首都直下地震等の巨大災害の危機にも着実に備える必要がある。そこで、幼児期から高齢期までなどのライフステージに応じて安全・安心かつ健康に暮らせるまちづくりのために、人や物の移動に関わる課題を着実に解決し、交通利便性をさらに高めることが求められている。

このような背景を踏まえ、大田区基本構想や大田区基本計画に示された都市像の実現を図り、大田区の目指す交通の姿とその実現に向けた取り組みを提示するため、区の総合的な交通の計画として「大田区交通政策基本計画」を平成 30 年 3 月に策定した。

この計画を、行政や交通事業者とともに、区民、一般事業者、大学などの多様な主体が協力、連携し実行することで、多様な特性を有する大田区の交通について計画的に施策を展開し、より良い大田区にするための交通環境の実現と、持続可能なまちづくりを進めていく。

3. 計画の位置づけ

本計画は、交通政策基本法（平成 25 年法律第 92 号）及びこれに基づく交通政策基本計画（国土交通省）を踏まえ、「大田区基本構想」、「大田区基本計画」、「大田区都市計画マスタープラン」、「おおた都市づくりビジョン」に準拠するとともに、「大田区環境基本計画」をはじめとする各関係計画と整合した大田区の交通に関わる基本的かつ総合的な計画である。

4. 目標年次

目標年次を令和 10（2028）年とするが、これに縛られずにあるべき姿を想定する。

法的根拠等

- 交通政策基本法 (平成 25 年 11 月)
- 第 2 次交通政策基本計画 (令和 3 年 5 月)

上位計画

- 大田区基本構想 (平成 20 年 10 月)
- 大田区基本計画

- 関係法令
- バリアフリー法、
 - 活性化再生法、道
 - 路交通法、自転車
 - 活用推進法 等

根拠

- 大田区都市計画マスタープラン (令和 4 年 3 月改定)
- おおた都市づくりビジョン (平成 29 年 3 月)

準拠

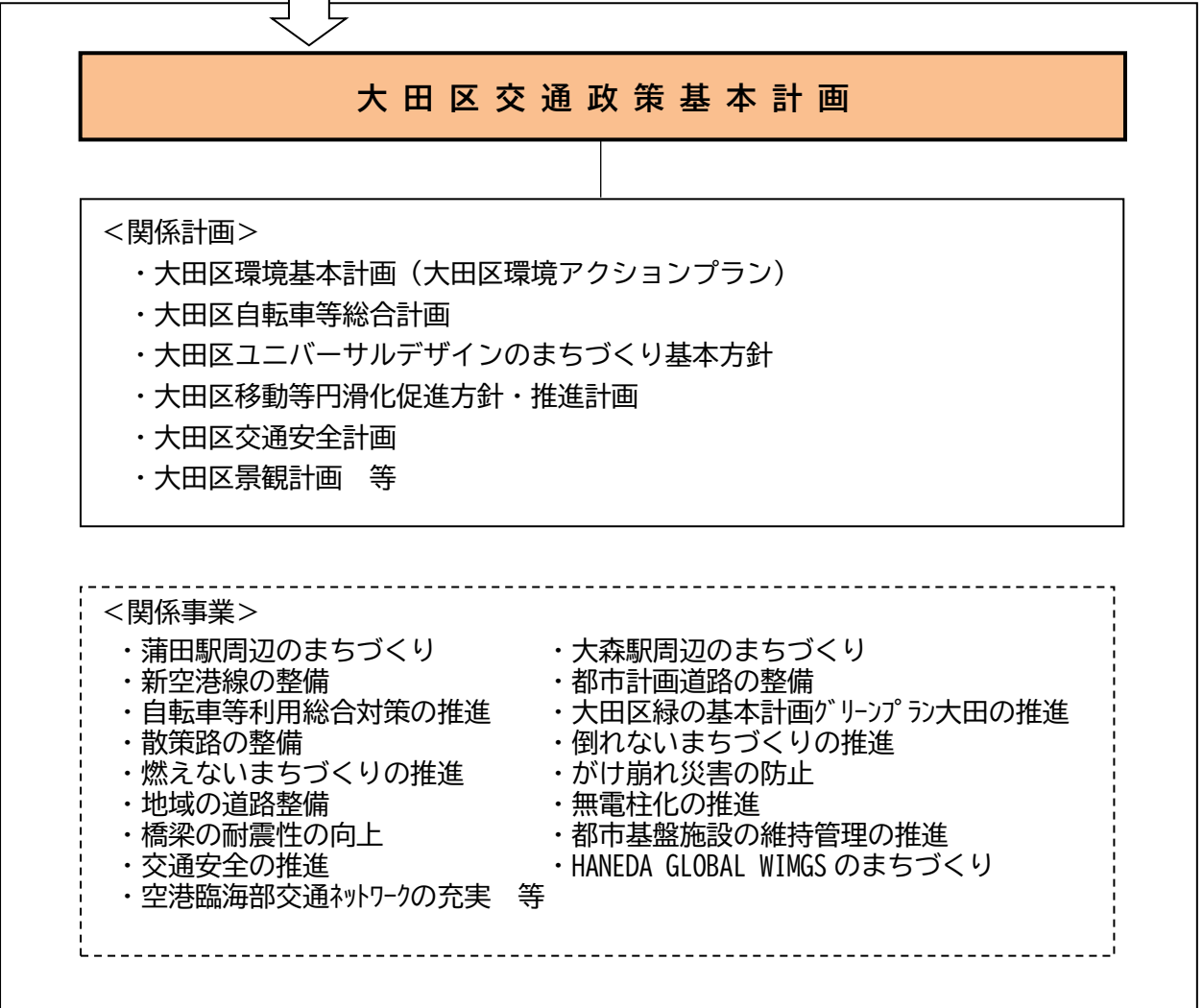


図 1 制度面での計画の位置づけ

5. PDCA マネジメントサイクルによる計画の推進

1) PDCA マネジメントサイクルによる計画推進の考え方

- ・本計画は、策定した計画（Plan）を実施（Do）し、実施内容を評価（Check）し、必要に応じて計画を見直す（Action）、PDCA マネジメントサイクルを用いながら推進する。
- ・本計画の推進にあたっては、大田区交通政策基本計画推進協議会や有識者会など様々な組織を活用する。また、継続的な進行状況の把握とともに、2～3年に1度と5年に1度、計画に掲載した施策とモニタリング指標の点検・評価を行う（下表参照）。
- ・本計画の実施に当たり、必要が生じた場合には実施計画（アクションプラン）を策定する。

2) 実施（Do）の考え方

- ・本計画に基づき、施策とリーディングプロジェクトを推進する。

3) 評価（Check）の考え方

○取り組み状況の管理（各担当課）

- ・各担当課が、取り組みの着手状況や進行状況等を継続的に把握する。

○点検・評価（都市計画課）

- ・大田区まちづくり推進部都市計画課を中心に、取り組みについて定期的に点検・評価を実施する。

表 1 点検・評価の考え方

	点検・評価対象	概要	作業方法
2～3年に1度行うこと	①計画に掲載したすべての施策	計画に掲載したすべての施策について、進捗状況を把握する。	都市計画課が、各担当課からデータを収集して整理する。
	②モニタリング指標（業績評価指標）	モニタリング指標（業績評価指標）について、データを収集・整理する。	都市計画課が、各担当課からデータを収集する。既存のアンケート結果もあわせて、指標を整理する。
5年に1度行うこと	①計画に掲載したすべての施策	計画に掲載したすべての施策について、進捗状況を把握する。	（上記①と同じ）
	②モニタリング指標（業績評価指標）	モニタリング指標（業績評価指標）について、データを収集・整理する。	（上記②と同じ）
	③モニタリング指標（目標達成指標）	モニタリング指標（目標達成指標）について、データを収集・整理する。	区民に対してアンケート調査を実施して満足度を把握する。

6. 見直し検討の枠組み

本計画の見直しにあたっては、現行計画策定以降の交通に関わる変化を把握するとともに、区民の意見、施策の進捗状況を把握する（表 2 参照）。

これをもとに、交通に関わる課題、見直しの方向性を検討し、計画の見直しを行う（次ページの図 2 参照）。

検討にあたり、区民へは、1年目に区民アンケート調査を行い、2年目に、パブリックコメント等を行うことで、区民に対する情報の提供及び意見の聴取を行う（次ページの図 2 参照）。

また、検討にあたり、検討会議（有識者会、協議会）を開催し、有識者会では、計画見直しに関わる技術的支援、協議会では関係者間の協議を行う。

表 2 見直しの検討に関わる調査項目

調査項目	内容
大田区交通政策基本計画の点検・評価 （モニタリング指標、施策の進捗状況の確認）	・ 現行計画に掲載したモニタリング指標（業績評価指標）を整理。 ・ あわせて、現行計画で整理した施策・事業の進捗状況を把握。
大田区の交通に関わる区民アンケート （第3回調査）	・ 交通に関わる取り組みの満足度、重要度、ニーズ等について、区民を対象としたアンケート調査で把握。
社会的背景の変化の把握 （地域特性、交通特性、上位関連計画、社会的動向の整理）	・ 最新の統計データなど既存資料をもとに、平成30年以降の大田区の地域特性、交通特性、上位計画・関連計画、社会動向を整理。

令和4年度（1年目）

検討会議

（有識者会：技術的支援、
協議会：関係者間の協議）

計画検討の手順

区民への対応

（情報提供、意見聴取）

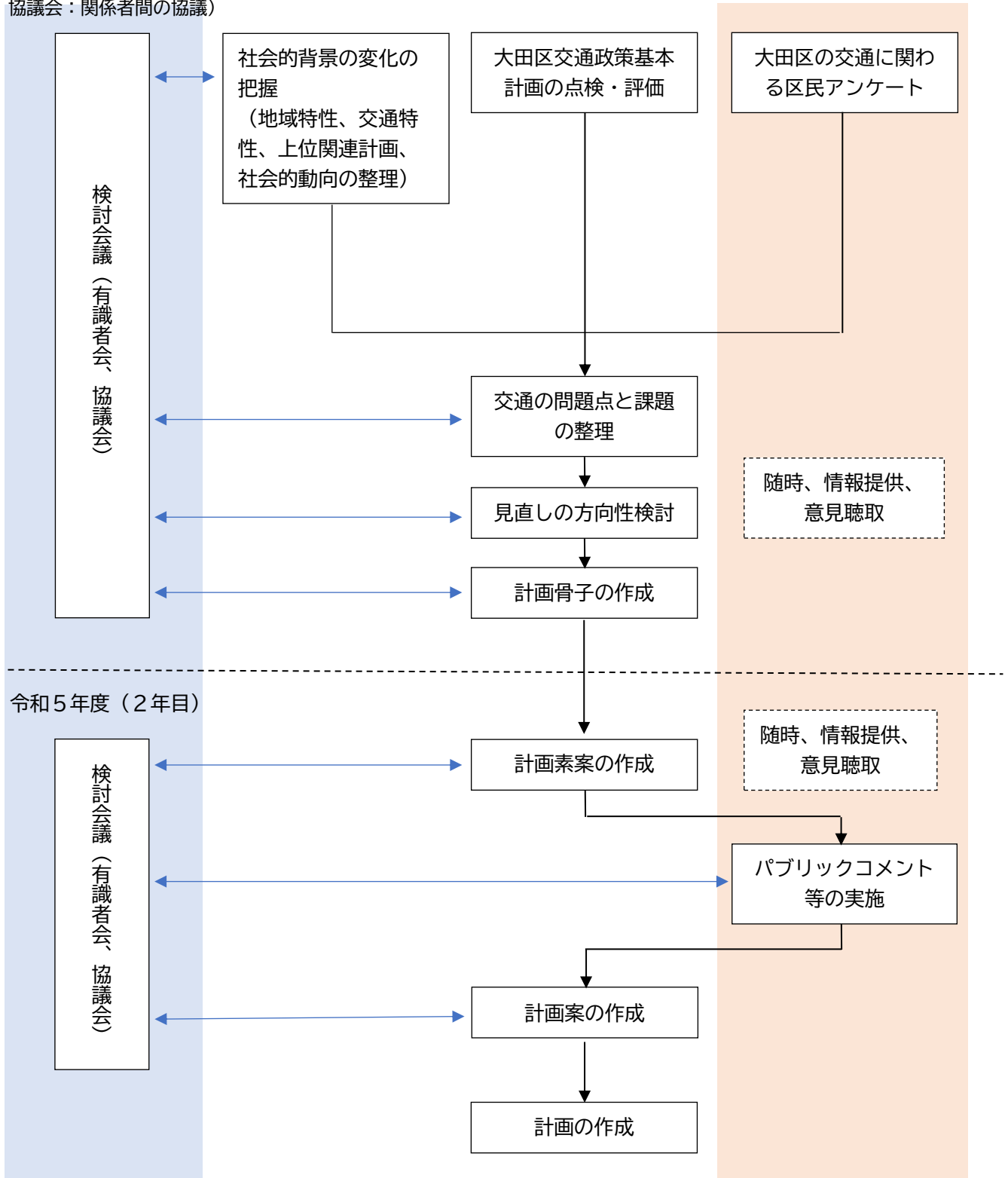


図 2 見直しの検討の枠組み

7. 見直しに向けた検討会議のスケジュール（案）

<令和4年度>

- 第1回 有識者会（令和4年9月5日）
 - ・ 大田区交通政策基本計画の中間見直しについて
 - ・ 大田区交通政策基本計画の点検・評価について
 - ・ 大田区の交通に関わる区民アンケート結果について
 - ・ 社会的背景の変化について
 - ・ 中間見直しにおける課題（素案）
 - ・ デマンド交通の導入検討について

- 第1回 協議会（令和4年10月11日）
 - ※第1回有識者会での提言内容を協議会で審議

- 第2回 有識者会（令和5年1月予定）
 - ・ 計画の骨子案について

- 第2回 協議会（令和5年2月8日）
 - ※第2回有識者会での提言内容を協議会で審議

<令和5年度>

- ・ 令和5年度は、有識者会を2回、協議会を2回、開催予定。
（必要な場合には、追加実施を想定）